

## 折尾土地区画整理審議会委員の選挙についてお知らせ

現在の委員は平成29年に選出され、令和4年8月21日までの任期となっています。折尾土地区画整理審議会の定数10人のうち、土地の権利者の中から8名を選挙で選びます。

### 選挙権及び被選挙権

#### ○投票できる人（選挙権）

令和4年6月6日現在、折尾土地区画整理事業の施行地区内に

- ・宅地を所有している方
- ・建物の所有を目的として宅地を借りている方

※借地権を登記されている方、または北九州市に借地権の申告手続きをして受理された方。

#### ○立候補できる人（被選挙権）

投票できる人は立候補できます。

ただし、以下の方は、立候補できません。

- ①未成年者の方
- ②成年被後見人または被補佐人の方
- ③禁固以上の刑に処され、その執行中又はその執行猶予期間中の方

### 選挙人名簿の縦覧及び異議申立

今回の選挙に投票、または、立候補できる資格のある方を記載した名簿を「選挙人名簿」といいますが、この名簿の中に、ご自分の名前があるか、住所等が間違っていないか下記期間中にご確認下さい。

縦覧期間：令和4年7月4日（月）から7月17日（日）まで

縦覧時間：午前8時30分から午後5時15分まで

縦覧場所：折尾総合整備事務所 整備課（土、日も行います）

〒807-0874 北九州市八幡西区大浦二丁目13-7（電話 093-691-2522）

建築都市局 都市再生整備課（土、日は除きます）

〒803-8501 北九州市小倉北区内 1-1（市庁舎13階）（電話 093-582-2469）

### 立候補の受付

受付期間：令和4年7月29日（金）から8月7日（日）まで

受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで

受付場所：折尾総合整備事務所 整備課（土、日も行います）

### 選挙日

選挙日：令和4年8月20日（土）

投票時間：午前8時30分から午後5時15分まで

投票場所：折尾総合整備事務所 整備課

※立候補者の数が定数を越えないときは、選挙を行いません

# 審議会委員選挙の日程と内容

5月17日(火)

選挙期日・選挙人名簿  
縦覧の公告

選挙(投票)日及び選挙人名簿の縦覧期間等を公告します。

6月5日(日)

借地権申告の締切日

新たに選挙権、被選挙権を得るための借地権の申告手続きの期限です。

6月6日(月)

選挙人名簿の作成基準日

選挙権を有する地権者の名簿を作成する基準日です。

7月4日(月)～  
7月17日(日)

選挙人名簿の縦覧及び  
異議の申出

選挙人名簿の縦覧を行います。また、この期間中に異議の申出をすることが出来ます。

7月17日(日)

権利変動届出書、共有代表  
者の選任通知書の提出の締  
切日

北九州市に権利変動届出書、共有者の代表者1名の選任通知書を提出すれば、選挙権、被選挙権が得られます。

7月28日(木)

選挙人名簿の確定及び  
選挙すべき委員の数の公告

選挙人名簿を確定します。

7月29日(金)～  
8月7日(日)

立候補の受付期間

立候補及び立候補の推薦届出を受付ます。

8月8日(月)

候補者の公告

候補者の資格等を確認のうえ、候補者の氏名等を公告します。

8月10日(水)

選挙場・投票時間・  
開票日時公告

選挙の投開票の日時等を公告します。  
**立候補者の数が定数を超えないときは、選挙を行いません。**この場合は、立候補者が当選人となり、以降の手続きは変更となります。

8月20日(土)

代表者選任通知書の提出の  
締切日

北九州市に届出した代表者1名に選挙権が得られます。

8月20日(土)

選挙日(投票・開票)

8月22日(月)

当選人の公告、当選証書  
・委嘱状の交付

# 土地区画整理(選挙に関する)のQ&A

## 借地していますが登記をしていません。選挙権を得るためにはどうしたらよいか

新たに土地区画整理審議会委員の選挙権、被選挙権を得るためには、**6月4日(土)**までに、北九州市折尾総合整備事務所に「**借地権申告**」が必要です。借地権申告がない方は、借地権がないものとみなされ、選挙することができません。

なお、既に申告をした方で、借地権の移転、変更又は消滅の届出のないものは、その借地権の移転、変更又は消滅がないものとみなされます。

つきましては、借地権申告の内容に変更がある方は、**7月16日(土)**までに、北九州市折尾総合整備事務所に「**権利変動届出書**」を提出してください。

## 借地権を共有しているが、共有者には皆選挙権があるのか

全員にはありません。

共有者の中から1人選んで、**8月20日(土)**までに、北九州市折尾総合整備事務所に「**代表者選任通知書**」を提出すれば、選挙権を得ることが出来ます。

なお、**7月16日(土)**までに通知書を提出していただければ、被選挙権も得ることが出来ます。

## 公告はどこに掲載されるのか

公告は全て北九州市公報(以下「市公報」という。)で行います。市公報は、市のホームページでご覧いただけます。

## 借家に住んでいるが選挙権・被選挙権を得られるのか

選挙権・被選挙権は、宅地所有者及び借地権を持っている方になります。したがって**借家に住んでいる方は選挙権・被選挙権はありません。**



## 選挙に関する各種申告・届出について

下記の申告・届出を期日までに行わない場合は、**選挙権、被選挙権を得ることが出来ません。**

### ○借地権申告

地区内に建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権の登記をしていない方は、借地権の申告が必要となります。

一定期間【6月6日（月）～7月28日（木）】を除き、事業を行っている期間は申告できます。ただし、**今回の選挙権、被選挙権を得るためには、6月5日（日）までに申告が必要です。**

### ○権利変動届出【締切日：7月17日（日）】

既に借地権等の申告をされた方で、借地権の移転、変更又は消滅の届出をしていない場合は、権利変動の届出が必要です。

### ○共有名義の借地権等の代表者の届出

【選挙権、被選挙権を得る場合の締切日：7月17日（日）】

【選挙権のみ得る場合の締切日：8月20日（土）】

借地権が共有の場合は、共有者の中から代表者1人を選任し、代表者の届出が必要です。

◇借地権申告、相続届、共有名義の土地等の代表者の届出等の用紙は北九州市折尾総合整備事務所にあります。

◇今回の選挙について、ご不明な点がありましたら、遠慮なく折尾総合整備事務所・整備課にお問合せ下さい。

## お 願 い

◇事業説明会や戸別訪問などにより、事業についての情報提供を行っております。質問や心配事等がありましたら、お手数ですが

**折尾総合整備事務所 整備課**

**【電話：093-691-2522】**

まで連絡をお願いいたします。担当職員が訪問して説明します。

◇施行地区内で、建築物の新築や建替え等を行う場合は、建築基準法の建築確認のほかに、土地区画整理法第76条による許可が必要です。地区内での建築行為を検討されている方は、事前にご相談下さい。

◇また、同地区内で、土地の売買や相続などで権利の異動があった場合は、お知らせ下さい。

お問合せは 折尾総合整備事務所 整備課

電話：093-691-2522

e-mail：[toshi-seibi@city.kitakyushu.lg.jp](mailto:toshi-seibi@city.kitakyushu.lg.jp)